

V 今後の教育委員会の対応の方向性（教育委員総評）

V 今後の教育委員会の対応の方向性（教育委員総評）

この点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（等）」に基づき、津山市教育委員会の権限に属する事務の、平成 25 年度における管理及び執行の状況について点検及び評価の結果をとりまとめ、津山市議会に報告するとともに、一般に公表するものです。

報告書は今回で 6 回目となり、平成 26 年 3 月 31 日時点における、平成 24 年度から実施している「津山市教育振興基本計画」の定期的な点検とその結果を分析・評価しています。

近年、少子化や核家族化、情報化等の社会環境の変化や、人間関係や地域コミュニティの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。

少子化が教育に及ぼす影響として、「1. 子ども同士の切磋琢磨の機会が減少すること、2. 親の子どもに対する過保護、過干渉を招きやすくなること、3. 子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、4. 学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動（学校行事や部活動、地域における伝統行事等）が成立しにくくなること、5. 良い意味での競争心が希薄になることなどが考えられる¹」等が考えられていますが、こうした中で、子ども達の学力、体力、やる気、コミュニケーション能力、規範意識や社会生活への適応力などの低下も懸念されています。

これからの学校教育には、家庭・地域での様々な活動や体験と学校における学習や生活を通じて、児童・生徒がそれぞれ豊かな価値観・価値体系を作り上げていくための基礎を担う役割も求められていくことになります。

また、学校では、人格の完成を理想とした質の高い教育を目指すとともに、子ども達の向上心や、学習者同士、学習者との立場、学習者と地域・社会などを「つなぐ力」を育むために必要な能力・態度を育成していく必要があります。そして、学校・家庭・地域がつながることで、子ども達が社会の中で生活していくための基本的な倫理感、自制心や自立心など「生きる力」を身に付けることができ、すべての市民の資質や能力の向上が図られるよう、あらゆる教育や学習の機会を充実させて、地域全体で人を育む教育環境を整えていくことが肝要です。

津山市の学校教育においては、平成 25 年度の全国学力・学習状況調査の結果によれば、全体では小・中学校とも全国・県平均を下回り、家庭における学習状況と生活習慣にも課題は残っていますが、県の学力・学習状況調査では、2 教科が県平均を上回る結果が出ています。その一方で、確かな学力の向上のためには、短期的な検証ではなく、小中 9 年間を見通した中長期的な検証サイクルを確立していくことが重要です。また、特別な支援を必要とする子どもや複雑な問題を抱える児童・生徒への対応は急務であり、個々の特性や状況に応じた支援体制の一層の充実など、こうした課題に対して多面的、総合的に取り組みながら、学習を展開していくことが求められています。

これらの課題解決のため、平成 26 年度からの具体的な対策として「津山市学校力向上推進プラン」の推進を図っていきます。

「津山市学校力向上推進プラン」とは、「津山市教育振興基本計画」で示された教育を実現するための実施計画であり、平成 28 年度までの本市の学校教育の充実及び学校力の向上のために必

要と考えられる具体的な施策を取りまとめたものです。このプランでは、めざす学校像及び学校力向上のための施策を以下のとおり定めています。

◇めざす学校像

「わかる授業、学ぶよろこび、楽しい学校」

◇学校力向上の3つの重点

(1) 学力向上対策の推進

- ①標準学力調査による学力実態把握
- ②わかる授業(「3つの提案6つの取組」に根ざした授業改革や地域人材の活用)
- ③研究指定・校内研究支援(学校の教育課題や研究テーマに応じた研究指定と校内研究支援)
- ④家庭学習と生活リズム(実態把握に基づく家庭学習の習慣化や中学校ブロックでの家庭学習の習慣化の取組)
- ⑤外国語活動の充実(ALT(外国語指導助手)の派遣や小中連携による外国語活動)
- ⑥35人学級編成の推進

(2) 生徒指導・不登校支援の推進

- ①人間関係づくり(不登校やいじめの未然防止や中学校ブロックでの一貫した生徒指導)
- ②生徒指導・教育指導(生徒指導体制の整備、スクールカウンセラー等の配置と活用)
- ③不登校への対応(中一ギャップ等の課題改善や関係機関と連携した登校支援)

(3) 特別支援教育の推進

- ①早期からの教育相談(早期からの就学相談会の開催や保護者への情報提供)
- ②指導力の向上(各種研修会や実践ガイドブックの作成)
- ③個別の教育支援計画(教育支援計画の活用による適切で継続・系統的な支援)
- ④特別支援教育センターの推進
- ⑤自立支援(津山市発達障害等支援関係連携協議会の定期開催による関係機関とのネットワークの構築)

これらの取組を一層推進することで、「生きる力」を支える、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子ども達の育成を図るとともに、子ども達が、夢と希望を育むことができる「わかる授業、学ぶよろこび、楽しい学校」の実現を引き続き目指していきます。

また、生涯学習、文化、市民スポーツの分野ではライフステージごとに市民ニーズに合った学習とその成果を人や地域に還元すること、就学前教育では幼児教育の質の向上や多様化する市民ニーズに対する子育て支援の充実が、それぞれ求められています。「放課後子ども教室」や「学校支援地域本部事業」の充実や、「第3次つやまっ子読書プラン」、「津山市スポーツ振興計画」、「津山市における就学前教育・保育プログラム」等を推進し、学校・家庭・地域がつながり、すべての市民の資質や能力の向上が図られるよう、学習の機会を充実させ、まち全体で人を育む「つなぐ力」を培うように取組みを進めていきます。

今後、「津山市教育振興基本計画」を軸に、各分野の実施計画を着実に推進・検証し、その成果と課題について検討していくとともに、小・中学校、社会教育施設の訪問等や各種研修会に参加し、現場の課題や問題点を受けとめ、支援する体制の構築に努めていきます。また、市民の皆様に、教育委員の活動についてより理解を深めていただくため、ホームページ等広報活動のさら

なる充実を図り、開かれた教育委員会として取り組んでいきます。

津山市教育委員会では、津山市教育振興基本計画を具体的に進めるため、年度ごとに「教育行政重点施策」を定めています。平成 26 年度も、教育スローガン『ふるさとを愛し 心豊かに たくましく 未来へ 「つなぐ力」を育む』のもと、8 領域、25 項目に区分し、取組みを進めているところです。「点検・評価の結果」及び「学識経験者の総評」を踏まえ、津山市の教育の充実・発展のために、高い使命感と責任感をもって計画を実行・推進していきます。

註 1) 少子化と教育について（中央教育審議会報告 平成 12 年 4 月 1 日）